

気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見
—国際海洋法裁判所勧告的意見（第 31 号事件）（2024 年 5 月 21 日）¹—

法政大学教授
岡松 暁子

目次

はじめに.....	2
I 事実の概要	3
II 勧告的意見の要旨	3
1. 裁判所の管轄権	3
2. 要請(a).....	3
(1) UNCLOS 第 194 条 1 項に基づく義務	3
(2) UNCLOS 第 194 条 2 項に基づく義務	5
3. 要請(b)	5
(1) UNCLOS 第 192 条に基づく義務	5
(2) UNCLOS 第 194 条 5 項に基づく義務	5
4. 結論	6
III 検討	6
1. 人為的な温室効果ガスの排出の法的位置づけ	6
2. 国家の相当の注意義務	7
3. UNCLOS とパリ協定との関係	7
4. 国家が海洋環境の保護・保全のために負う義務	7
IV おわりに	7

サマリー

2024 年 5 月 21 日、国際海洋法裁判所は、小島嶼国委員会の要請を受け、「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見」を全会一致で付与した。本意見は、人為的な温室効果ガスの排出が国連海洋法条約上の「海洋環境の汚染」に該当することを初めて明言し、締約国が負う具体的な法的義務を明確化したものである。本意見では、国連海洋法条約の締約国は、温室効果ガスの排出による海洋汚染を防止・削減・規制するために「すべての必要な措置」を講じる義務を負うこと、この義務は相当の注意義務であること、気候変動が海洋環境に深刻かつ不可逆的な損害を与えるリスクが高いことに鑑み、「相当の注意」の基準は「厳格」でなければならないこと、締約国が取るべき措置の決定にあたっては、IPCC 報告書等の「利用可能な最善の科学」や、パリ協定の 1.5°C 目標を含む国際的な規則を客観的に考慮する必要があること、また、科学的知見が不十分な場合であっても、予防的アプローチを適用すること、等が示された。義務の内容は各国の能力や資源により差異が生じるものの、本勧告的意見は、今後の関連の条約解釈や気候変動訴訟に極めて重要な影響を及ぼす画期的な判断と

¹ Request for an Advisory Opinion submitted by the Commission of Small Island States on Climate Change and International Law, Advisory Opinion, Case No. 31, 21 May 2024, available at https://www.itlos.org/fileadmin/itlos/documents/cases/31/Advisory_Opinion/C31_Adv_Op_21.05.2024_corr.pdf (Last visited on 31 July, 2026).

いえる。

はじめに

今日、気候変動問題は人類が直面する最も深刻な課題の一つとなっている。海洋環境においては、人為的な温室効果ガスの排出が主たる原因とされる海洋温暖化、海面上昇、および海洋酸性化が進行しており、これらは海洋生態系や沿岸国、とりわけ小島嶼国にとっては国家の存続に重大な脅威を及ぼしており深刻な問題となっている。2023 年に出された、気候変動に関する政府間パネル（以下、IPCC）の第 6 次評価報告書²は、1）人為的な影響によって大気、海洋および陸域が昇温したことは疑う余地がなく、少なくとも 1971 年以降に観測された世界平均海面推移の上昇の主要な駆動要因は、人間の影響であった可能性が非常に高いこと、2）気候変動は、沿岸域及び外洋の海洋生態系において、重大な損害とますます不可逆的な損失を引き起こしており、海洋における大量死の現象が記録されていること、3）海洋の温暖化と酸性化は、一部の海洋地域において、漁業や貝類の養殖業による食料生産に悪影響を与えていること、4）二酸化炭素排出量が増加するシナリオでは、更なる世界平均海面水位の上昇、及び海洋酸性化と貧酸素化の拡大が含まれること、等を指摘している³。気候変動による海洋への悪影響のリスクは極めて高く、その被害の一部は数世紀以上にわたって不可逆的であるといわれている。

気候変動問題は従来、主として国連気候変動枠

組条約（以下、UNFCCC）やパリ協定の枠組みで議論されてきたが、このような海洋の危機的な状況に直面し、国連海洋法条約（以下、UNCLOS）が、気候変動問題に対してどのような意義を有するかが国際法上の重要な論点となった。海洋環境の保護・保全という観点から UNCLOS 上の締約国の義務を具体的に明確化することを求める声が高まったのである。そして、2022 年 12 月、気候変動による影響が大きいとされる小島嶼国によって構成される気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会（以下、COSIS⁴）は、国際海洋法裁判所（以下、ITLOS）に対し、UNCLOS に基づく締約国の具体的な義務について勧告的意見を要請した⁵。この要請は、人為的な温室効果ガスの排出が「海洋環境の汚染」に該当するののか、そして海洋環境を保護・保全するために各国はどのような措置を講じる義務があるのかという問いを裁判所に問うものであった。

2024 年 5 月 21 日、ITLOS は本件（第 31 号事件）に関する勧告的意見を全会一致で出し、人為的な温室効果ガスの大気中への排出が UNCLOS 上の「海洋環境の汚染」に該当するとした。そして、締約国が負う「相当の注意（due diligence）」義務の内容や、予防的アプローチの適用の必要性について重要な解釈を示した。

本稿では、この画期的な勧告的意見の内容を紹介し、UNCLOS 第 192 条および第 194 条に基づく締約国の具体的な義務の性質、そして「相当の

² Intergovernmental Panel on Climate Change, *Climate Change 2023 Synthesis Report: Summary for Policymakers*, https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/downloads/report/IPCC_AR6_SYR_SPM.pdf (Last visited on 31 July, 2026); 邦訳は、気象庁ウェブサイト、https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/IPCC_AR6_SYR_SPM_JP.pdf（最終閲覧日：2026 年 7 月 31 日）。

³ *Ibid.*, pp. 5-6, 12-13.

⁴ 気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会（Commission of Small Island States on Climate Change and International Law : COSIS）は、2021 年 10 月に、気候変動に関する国際法の規則および原則の促進、漸進的発展、実施を通じて、海洋環境を含む気候システムを保護し保全するための集団的行動を取ることを目的として協定に基づき設立された国際法人格を有する政府間国際機関である。同協定は、アンティグア・バーブーダとツバルにより締結され、本件要請書の提出時点では、アンティグア・バーブーダ、ツバル、パラオ共和国、ニウエ、バヌアツ共和国およびセントルシアが締約国であった。同協定への加盟は、小島嶼国連合（AOSIS）加盟国に開かれており、その後、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネービス、およびバハマ国も加入した。なお、これらの国家はすべて、国連海洋法条約（以下、UNCLOS）の締約国である。同協定は、以下で入手可能；<https://treaties.un.org/doc/Publication/UNTS/No%20Volume/56940/Part/I-56940-08000002805c2ace.pdf> (Last visited on 31 July, 2026).

⁵ Re: Request for Advisory Opinion, 12 December 2022, https://www.itlos.org/fileadmin/itlos/documents/cases/31/Request_for_Advisory_Opinion_COSIS_12.12.22.pdf (Last visited on 31 July, 2026).

注意義務」の基準について検討する。その上で、本勧告的意見が今後の国際海洋法および国際環境法にどのような法的意義をもたらし、どのような課題を提示しているのかを考察する⁶。

I 事実の概要

2022年12月12日、COSISの共同議長らは、ITLOSに対し、UNCLOS締約国が負う具体的な義務（UNCLOS第12部に基づく義務を含む）について、以下のとおり、勧告的意見を要請した。すなわち、UNCLOS締約国は、(a)人為的な温室効果ガスの大気中への排出によって引き起こされる海洋温暖化や海面上昇、海洋酸性化などの気候変動から生じる、あるいは生じる可能性のある有害な影響に関連して、海洋環境の汚染を防止、削減、規制するために、同条約（12部に基づく義務を含む）の下でどのような具体的な義務を負うのか、(b)海洋温暖化、海面上昇、海洋酸性化などの気候変動の影響に関連して、海洋環境を保護・保全するために、どのような具体的な義務を負うか、である（para. 3）。

2024年5月21日に、ITLOSは本件に関する勧告的意見を出す管轄権を有すると決定（全会一致）した上で、気候変動に関するUNCLOS上の義務の内容を明らかにした勧告的意見を出した（全会一致）（para. 441）。

II 勧告的意見の要旨

1. 裁判所の管轄権

ITLOSはまず、COSISが要請した勧告的意見を与える管轄権を有するかどうかを検討している。ITLOS規程21条は、ITLOSが勧告的意見を与える管轄権について、「裁判所の管轄権は、この条約に従って裁判所に付託されるすべての紛争及びこの条約に従って裁判所に対して行われるすべての申立て並びに裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項に及ぶ。」と規定しており、本件については、裁判所に勧告的管轄権を与えるのは「他の取決め」ということになる。すなわち、「他の取決め」であるCOSIS協定が裁判所に勧告的管轄権を与え

ている場合に、裁判所はこの「他の取決め」が特定する「すべての事項」に関して勧告的管轄権を行使する権限が与えられる（paras. 84-87）。

COSIS協定2条2項は、「温室効果ガスの吸収源と貯留所としての海洋の基本的重要性と小島嶼国に対する気候変動の悪影響との海洋環境の直接の関連性を考慮して、委員会は、1982年の国連海洋法条約の適用範囲におけるすべての法律問題（legal question）について、国際海洋法裁判所（ITLOS）に対し、ITLOS規程第21条及びITLOS規則第138条の定めるところにしたがい、勧告的意見を要請する権限が与えられる。」と規定している。これによりITLOSは、COSIS協定はCOSISがITLOSに勧告的意見を要請しうる権限を定めており、ITLOS規程21条の意味での「裁判所に管轄権を与え」ているとした。すなわち、ITLOS規程21条とCOSIS協定は、本件裁判においてITLOSの勧告的意見を付与する管轄権の実体法的基礎を構成するとした。そして、ITLOSはやむを得ない理由がない限り原則として勧告的意見の付与を拒否してはならないが、本件においてそのような理由は存在しないとして、管轄権を認めた。

2. 要請(a)

(1) UNCLOS第194条1項に基づく義務

ITLOSはまず、「人為的な温室効果ガスの大気中への排出」がUNCLOS第1条1項(4)の定義する「海洋環境の汚染」に該当するか否かについて検討する。同規定は、「海洋環境の汚染」を「…人間による海洋環境（三角江を含む。）への物質又はエネルギーの直接的又は間接的な導入であって、生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動（漁獲及びその他の適法な海洋の利用を含む。）に対する障害、海水の水質を利用に適さなくすること並びに快適性の減殺のような有害な結果をもたらす又はもたらすおそれのあるものをいう。」と定義する。ITLOSは、「人為的な」「排出」が、同規定に示された「海洋汚染」を判断する基準を満たしており（paras.

⁶ 本勧告的意見についての評釈に、玉田大「気候変動に関する国際海洋法裁判所の勧告的意見」（有斐閣 ONLINE、記事 ID：L2501011）、2025 年；西本健太郎「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会による勧告的意見の要請（勧告的意見・2024 年 5 月 21 日）」『国際法外交雑誌』124 巻 2 号、2025 年、118-131 頁；堀口健夫「気候変動と海洋環境の保護—国際海洋法裁判所 2024 年勧告的意見を手がかりに」『法学教室』No. 544、2026 年、60-64 頁。

162-178)⁷、かつ「人間による」ものであることは明らかであるとし (para. 165)、「人為的な温室効果ガスの大気中への排出」が UNCLOS 第 1 条 1 項(4)の定義する「海洋環境の汚染」に該当すると結論づける (para. 179)。

次に、ITLOS は、「あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため…すべての必要な措置をとる」義務について検討する。UNCLOS 第 194 条 1 項は当該義務について、「いずれの国も、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約に適合するすべての必要な措置をとるものとし、また、この点に関して政策を調和させるよう努力する。」と規定する。同項が定めるすべての必要な措置をとる義務の目的は、あらゆる発生源からの海洋環境の将来のまたは潜在的な汚染を防止すること、並びにすでに発生している汚染を軽減し及び規制することである (para. 198)。「必要な」の通常の意味は、「不可欠の (indispensable)」、「必須の (requisite)」、「本質的な (essential)」であり、この規定の文脈では、「必要な」は広く解釈すべきとしている (para. 203)。「措置」については、具体的な基準は定められていないが、気候変動の文脈では、一般に「緩

和措置 (mitigation measures)」であり、主として温室効果ガス排出削減のための措置をいう (para. 205)。

また、同項は、「すべての必要な措置」の判断を各国に委ねているが、ITLOS は措置の客観的判断の必要性を指摘し (para. 206)、その際に考慮すべき要因として、①科学 (paras. 208-213)⁸、②国際的な規則・基準 (paras. 214-222)⁹、③利用可能な手段と能力 (paras. 225-229)¹⁰を挙げる。

また、ITLOS は、「必要な措置をとる」義務の性質について、深海底活動責任事件勧告的意見に言及し、これを「行為の義務」であり「結果の義務」ではないとする (para. 233)。すなわち、締約国は、海洋環境の汚染の防止・軽減・規制を常に保証することが求められているのではなく、「相当の注意 (due diligence)」をもって、意図する結果を達成するために「適当な手段を講じ、可能な限り最善の努力を尽くし、および最高のことを行う」義務を負っているとする (paras. 233-234)¹¹。

国際司法裁判所のパルプミル事件判決によれば¹²、相当の注意義務には、国に対し、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な国内立法、行政手続および執行のための国内制度を設けるとともに、当該目的の達成にあたってこの国内制度を効率的に機能させるために適当な警戒 (vigilance) を行うことが含まれる (para. 235)。

⁷ UNCLOS 第 1 条 1 項(4)より、3 つの判断基準は、(1)物質またはエネルギーが存在すること、(2)この物質またはエネルギーが、人間により海洋環境に直接的にまたは間接的に導入されること、(3)この導入が、有害な結果をもたらしたまたはもたらすおそれのあるものであること、である (para. 161)。(1)について、「物質」とは、均一の特性を有する一定の種類の物または特定の化学組成を有するある種の物を指す。「エネルギー」とは、当裁判所は、エネルギーの形態の 1 つは熱エネルギーあるいは熱であることに、留意する。「ガス」とは、本件事件の文脈では、空気 (air) のような形態での物質を指し、個体でも液体でもないものをいう。「ガス」の語の通常の意味からも UNFCCC と IPCC の「温室効果ガス」の語の定義からも、これが物質であることは明らかである (paras. 162-164)。(2)について、UNFCCC における「排出」の語の定義と IPCC による「人為的 (anthropogenic)」及び「人為的排出 (anthropogenic emissions)」の語の定義に照らすと、人為的な温室効果ガスの排出は、UNCLOS 第 1 条 1 項(4)の意味における「人間による (by man)」ものであることは明らかである (para. 165)。(3)について、大気中の温室効果ガスの蓄積による海洋環境への余剰熱 (エネルギー) の導入が、海洋温暖化をもたらしている。人為的な温室効果ガス排出は、気候変動 (海洋温暖化と海面水位上昇を含む。) を引き起こし、海洋環境への人為的な温室効果ガス排出は、海洋酸性化も引き起こしている。このような気候変動および海洋酸性化の結果は、科学により説明されており、また広く諸国も認識している。特に、気候変動の悪影響は、UNFCCC (前文 1 項、2 項)、京都議定書およびパリ協定も認めている (paras. 175-176)。

⁸ IPCC 報告書等。ただし、必要な措置の判断に際して科学的確実性が必要であると述べているわけではなく、予防的アプローチの採用が求められている。

⁹ 気候変動枠組条約およびパリ協定が「必要な措置」の内容を通知して (inform) している。

¹⁰ 科学的、技術的、経済的および財政的能力に応じて、必要な措置を取るとする。措置の射程は、先進国と途上国とは異なることがある (para. 229)。

¹¹ Responsibilities and obligations of States with respect to activities in the Area, Advisory Opinion, 1 February 2011, *ITLOS Reports* 2011, para. 110.

¹² Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), *ICJ Reports* 2010 (I), para. 197.

「相当の注意」の基準は、それが適用される具体的事情、すなわち、科学的及び技術的情報、関連のある国際的な規則及び基準、被害のリスク及び緊急性によって変わるが、よりリスクの高い活動に対しては、その基準をより厳格にしなければならない (para. 239)¹³。IPCC の 2023 年報告書によれば、人為的な温室効果ガスの排出が海洋環境に悪影響および損失を与えるリスクは高く (para. 62)、かかる義務の履行に際して国家が尽くさなければならない「相当の注意」の基準は厳格になる。ただし、この義務の履行は、国家の能力と利用可能な資源によって異なりうる (paras. 241, 243)。また、相当の注意義務は、予防的アプローチとも密接な関係があり、したがって、国家は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため相当の注意を行使するに当たり、海洋環境に対する損害の蓋然性についての科学的証拠が不十分な場合であっても、予防的アプローチを適用しなければならない (paras. 213, 242)。

(2) UNCLOS 第 194 条 2 項に基づく義務

194 条 2 項は、締約国に、「自国の管轄又は管理の下における活動が他の国及びその環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること」と、「自国の管轄又は管理の下における事件又は活動から生ずる汚染がこの条約に従って自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとること」を義務付けている¹⁴。これは損害防止原則に類似しており、人間環境宣言(ストックホルム宣言)第 21 原則やリオ宣言第 2 原則でも確認できるが (para. 246)、194 条 2 項の義務はこれらよりも厳格である (para. 248)。

同項は前項と異なり、国が必要な措置をとる際の手段・能力に言及していない (para. 249)。しかし、同項の定める義務は、相当の注意義務であり、他国の環境に影響を及ぼす越境汚染の性質に鑑みて、相当の注意の基準はさらに厳格 (stringent) でありうる (para. 258)。

3. 要請 (b)

(1) UNCLOS 第 192 条に基づく義務

192 条は、「いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する。」と規定している。ITLOS は、ここに含まれる義務は、海洋環境に対するあらゆる種類の危害または脅威を包含し、2 つの異なる要素から構成されるとした。すなわち、第一の要素は、海洋環境を保護する義務であり、これは、環境への損害を防止、あるいは少なくとも軽減する義務と関連している。第二の要素は、海洋環境を保全する義務であり、これは、生態系の健全性と海洋環境の自然なバランスを維持することを意味する (para. 385)。

第一の義務について、これらの義務の履行のために必要な措置をとる義務は、国家に対し、その管轄下または管理下にある国家以外の行為者が当該措置を遵守することを確保するよう求めるものである。したがって、これは相当の注意義務である (para. 396)。相当の注意義務の基準は、リスクと損害のレベルの評価によって決定される (para. 397)。IPCC 報告書によれば、気候変動と海洋酸性化が海洋環境に与える影響は深刻であり、世界的な海面上昇ならびに温暖化、海洋酸性化、深海の脱酸素化は、数世紀あるいはそれ以上にわたって不可逆的であると述べていることから (para. 398)、かかる相当の注意義務の基準は厳格なものとなる (para. 399)。

(2) UNCLOS 第 194 条 5 項に基づく義務

192 条が規定する第二の要素にかかる義務について、195 条は、「いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し又は規制するための措置をとるに当たり、損害若しくは危険を一の区域から他の区域へ直接若しくは間接に移転させないように又は一の種類の汚染を他の種類の汚染に変えないように行動する。」と規定する。ITLOS は、かかる規定が、国家に、「希少又は脆弱な生態系、ならびに枯渇種、絶滅のおそれのある種、絶滅危惧種、その他の形態の海洋生物の生息地を保護し保全するために必要な措置」を講じるという具体

¹³ *Op. cit.*, no. 11, para. 117.

¹⁴ 「自国の管轄又は管理の下における活動」には、公的団体と民間団体の両方が行う活動、国に登録された船舶または航空機において行われる活動も含まれる。また、この文脈における「管轄又は管理」の概念には、自国領域のみならず、国家が国際法に従って自国の権限を行使することができる区域 (例えば、排他的経済水域、大陸棚) も含まれる (para. 247)。

的な義務を課していることを指摘し (para. 402)、「希少又は脆弱な生態系」は事案ごとに検討されなければならないと指摘する (para. 403)。また、その実施は関連する国内法制度に依存するため、国家に裁量の行使が認められているが、国家は絶対的な裁量を持つわけではない (para. 405)。

4. 結論

以上のことから、ITLOS は、第一に、要請(a)について、次のように結論づける。

UNCLOS 第 194 条第 1 項に基づく義務については、以下のとおりである (para. 243)。

①「人為的な温室効果ガスの大気中への排出」は、UNCLOS 第 1 条 1 項(4)にいう「海洋環境の汚染」に該当する。

②締約国は、人為的な温室効果ガスの排出による海洋汚染を防止、削減、制御するために必要なあらゆる措置を講じ、自国の政策の調和を図るよう努力する義務を負う。そのような措置は、特に、利用可能な最善の科学、関連する国際法の規則 (UNFCCC とパリ協定を含む)、基準 (特に、工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限することとその目標を達成するための排出経路タイムライン) を考慮して、客観的に決定されなければならない。必要な措置の範囲と内容は、締約国が利用可能な手段とその能力に応じて変化する。

③UNCLOS 第 194 条第 1 項に基づく、人為的な温室効果ガスの排出による海洋汚染を防止、削減、規制するために必要なあらゆる措置を講じる義務は、相当の注意義務である。人為的な温室効果ガスの排出が海洋環境に深刻かつ不可逆的な被害をもたらす危険性が高いことを考慮すると、相当の注意義務の基準は厳格になる。かかる義務の履行は、各国の能力と利用可能な資源によって異なる可能性がある。

UNCLOS 第 194 条第 2 項に基づく義務については、以下のとおりである (para. 258)。

①締約国は、自国の管轄下または管理下にある人為的な温室効果ガスの排出が、他の国やその環境に汚染による損害を与えないこと、及び自国の管轄下または管理下にあるそのような排出による汚染が、主権の権利を行使する地域を超えて拡散しないことを確保するために必要なあらゆる措置を講じるという具体的な義務を負う。かかる

義務も相当の注意義務であり、その基準は、第 194 条第 1 項に基づく基準よりもさらに厳格になる可能性がある。

②具体的な義務として、国内法制定義務、必要な他の措置をとる義務、国際的な規則および基準ならびに方式・手続を定める義務 (UNCLOS 第 207 条)、その他の義務 (UNCLOS 第 197 条、200 条～206 条) がある。

第二に、ITLOS は、要請(b)について、以下のよう

に結論づける。

①UNCLOS 第 192 条に基づく海洋環境の保護・保全の義務は、海洋環境に対するあらゆる種類の損害や脅威を包含する広い範囲に及ぶ。この規定の下、締約国は、気候変動の影響や海洋酸性化から海洋環境を保護・保全する具体的な義務、すなわち、海洋の生息地や生態系を回復するための措置をとることが求められる。かかる義務は、相当の注意義務であり、気候変動の影響や海洋酸性化によって海洋環境に深刻かつ不可逆的な被害がおよぶリスクが高いことを考慮すると、その基準は厳格になる。

②UNCLOS 第 194 条 5 項に基づき、締約国は、希少な生態系や脆弱な生態系、枯渇種や絶滅危惧種、その他の海洋生物の生息地を、気候変動の影響や海洋酸性化から保護・保全する義務を負っている。

③締約国は、気候変動の影響および海洋酸性化によって脅かされる海洋生物資源を保全するために必要な措置をとる特定の義務を負う。このような措置をとるにあたり、締約国は、入手可能な最善の科学および関連する環境的・経済的要因を考慮しなければならない。この義務の履行には、予防的アプローチと生態系アプローチの適用が求められる (para. 441)。

Ⅲ 検討

1. 人為的な温室効果ガスの排出の法的位置づけ

ITLOS は、「人為的な温室効果ガスの大気中への排出」が UNCLOS 第 194 条の規定する「海洋環境の汚染」であると述べた。この点については、第 192 条の海洋環境の保護・保全の義務には条約採択後に出現したものも含め、海洋環境に対するあらゆる現代の脅威をカバーするように解釈されなければならないとする国家がある一方、UNCLOS 第 12 部は気候変動の影響に関して海洋

環境を保護・保全する具体的な義務を定めておらず、そのような義務は特定の国際文書の下で見出されるものであるとした国家もあった（para. 384）。しかし ITLOS は、UNCLOS 起草時には想定していなかったかかる事態を、IPCC 等の科学的知見や損害の深刻さおよび不可逆性に言及することで、条約上の義務と位置づけた。ITLOS が示した条約の義務内容の解釈として注目されよう。

2. 国家の相当の注意義務

第二に、ITLOS は、国家が海洋環境の汚染防止のために「すべての必要な措置」をとるべき義務は、「結果の義務」ではなく「行為の義務」であり、相当の注意義務の一つであるとし、その考慮要素として、科学的知見、国際規則・基準、関係国が利用可能な手段・能力を挙げた。さらに特筆すべき点は、この相当の注意義務の判断基準には予防的アプローチが採用されるべきであり、したがって、温室効果ガスの排出が他国に損害を及ぼすことを立証しなくとも、そのリスクが高い場合には、措置をとらないことが義務違反となると述べたことである。予防原則の国際法上の位置づけには未だ確立したものがあるとはいえないが、しかし、近年、みなみまぐろ事件（ITLOS、1999 年）や深海底活動に関する保証国の責任と義務事件（ITLOS、2011 年）等、予防的アプローチが適用されたとする事例も見られるようになり、今後の展開を注視する必要がある。

3. UNCLOS とパリ協定との関係

本意見では、国際規則としてパリ協定が参照された。温室効果ガスの排出に関しては、主としてパリ協定が規制しているが¹⁵、ITLOS は、UNCLOS

とパリ協定は別個の条約であり、パリ協定が UNCLOS との関係において特別法となることは否定した（para. 224）。その上で、パリ協定上の義務を遵守するだけでは UNCLOS 第 194 条 1 項の義務が遵守されているとはいえないとし（para. 223）、IPCC 報告書にも言及しつつ、UNCLOS 上の義務を遵守するためには、パリ協定よりも厳しい 1.5 度目標の達成が必要であることを示唆している。

4. 国家が海洋環境の保護・保全のために負う義務

国家が海洋環境の保護・保全のために負う義務は、国家の能力や利用可能な資源によって異なるとした。これは、相当の注意義務の一般的な理解にも沿うもので、また、「共通に有しているが差異のある責任」を反映したものとしても評価はできるが、同時に、これにより、締約国が負う具体的な義務の特定や義務違反の認定は困難となるという課題も残した。

IV おわりに

本勧告的意見は、具体的な事例に言及しているわけではないが、ここで示された相当の注意義務の基準や、予防的アプローチおよび生態系アプローチの適用の必要性は、今後起こりうる気候変動訴訟にも少なからず影響を与えるであろう。その後、国際司法裁判所によって出された「気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所勧告的意見」¹⁶では、各国の温室効果ガスの排出削減目標¹⁷は、主として 1.5 度目標を基準に制限されるとしている。もとより、これらの勧告的意見には法的拘束力はないが、条約の解釈基準としての影響力は小さくない。

¹⁵ パリ協定 2 条 1 項(a)「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2 度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。」

¹⁶ Obligations of States in respect of Climate Change, Advisory Opinion, 23 July 2025. Available at; <https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20250723-adv-01-00-en.pdf> (Last visited on 31 July, 2026).

¹⁷ パリ協定における「国が決定する貢献（NDC）」の一つ。